

介護保険だより

令和3年8月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護給付費等に関する請求期限及び請求漏れについて

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令に規定されています。

1 請求期限について

(1) インターネット請求

毎月10日の23時30分となります。(土日祝日も同様)

(2) 電子媒体及び紙請求

毎月10日の17時00分となります。(10日が土日祝日に当たる場合、前日営業日)

例：電子媒体及び紙請求の場合

10日が月曜祝日の場合、請求期限は前日営業日の7日金曜日。

2 請求漏れについて

請求期限を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求漏れがないよう十分御注意ください。

また、インターネット請求の場合には、伝送通信ソフトの送信結果確認画面から到達結果等を確認することができます。インターネット請求において、請求データ送信時にエラーが発生したことにより正常に受け付けられていないことがありますので、**請求データを送信した際には、必ず伝送通信ソフトの送信結果確認画面から到達結果及び受付結果を確認してください。**

○電子請求受付システムの総合窓口

URL <http://www.e-seikyuu.jp/>

給付管理票「新規」「修正」「取消」について

本件については、介護保険だより（令和2年10月号）にてお知らせしましたが、依然として問い合わせが多い状態です。**請求事務担当者様は、以下の内容について、御確認いただき請求事務にお役立てください。**

給付管理票の作成区分には「新規」「修正」「取消」の3つの区分があります。以下の図を参考に処理を行ってください。

【処理フロー図】

- 提出した給付管理票が返戻になった場合

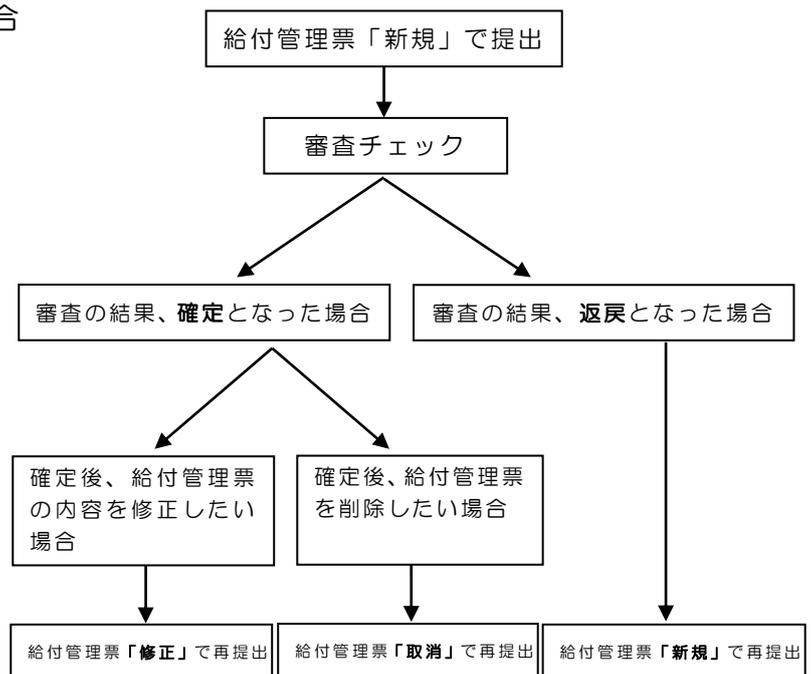
給付管理票「新規」で再提出

- 確定した給付管理票を修正したい場合

給付管理票「修正」で再提出

- 確定した給付管理票を削除したい場合

給付管理票「取消」で再提出



※ 給付管理票は、サービス事業所の請求の支払決定を左右する重要なものです。給付管理票の記載内容（事業所番号、サービス種類、計画単位数等）に誤りのないよう御注意いただき、提出をお願いします。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15（12:00 ~ 13:00 を除く）

※17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会